

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 12 日（金）、第 8 回の委員会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第 26 号）
 - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第 27 号）
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 28 号）
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・平井国務大臣、三ツ林内閣府副大臣、熊田総務副大臣、伊藤財務副大臣、中山防衛副大臣、宮路総務大臣政務官、小野田法務大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、近藤内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- （質疑者）今井雅人君（立民）、本田太郎君（自民）、濱村進君（公明）、本多平直君（立民）、後藤祐一君（立民）、中谷一馬君（立民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

今井雅人君（立民）

- （1） デジタル改革関連法案の参考資料の誤り
 - ア 誤りが発生した原因
 - イ 平井国務大臣の監督不足ではないかとの指摘に対する認識
 - ウ 多くの法案を束ねて国会に提出したことが誤り発生の原因である可能性
 - エ 誤り発生の防止に向けた平井国務大臣の決意
 - オ 今般のような事態が起きた場合、今後は与党と野党に同じ段階で説明を行う必要性
- （2） デジタル社会の社会像についての平井国務大臣の見解
- （3） （2）について、監視国家に向かうことへの懸念
- （4） デジタル化の取組について世界的に見た日本の位置
- （5） （4）について、今後日本の社会を作っていく上で参考としている国
- （6） デジタル庁
 - ア 民間の環境整備におけるデジタル庁の役目
 - イ 発足時の体制として予定している 500 人程度の職員の具体的構成
 - ウ 国家公務員の処遇で優秀な人材の確保が可能かどうかについての平井国務大臣の見解
- （7） IT人材育成のための教育分野における改革への取組
- （8） デジタルの利用の機会等の格差の是正
 - ア 高齢者及び身体障害者へのサポートとしての具体的な取組
 - イ 地理的な制約による格差の是正のための今後の取組

本田太郎君（自民）

- （1） 「デジタル社会形成基本法案」（以下「基本法案」という。）によって政府が目指す社会像
- （2） デジタル庁を行政の縦割りを打破する司令塔とするために講じられる仕組み
- （3） 法改正により地方公共団体の個人情報保護法制におけるいわゆる「2,000 個問題」が解消される可能性

- (4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案による緊急時の公的給付の支給の迅速化の在り方及び支給時におけるマイナンバーの活用方法
- (5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案による国民のメリット及び預貯金口座への個人番号の付番が進む可能性
- (6) 預貯金口座への個人番号の付番により政府が預貯金口座の情報を収集したりするのではないかとの懸念
- (7) いわゆるデジタル弱者に対する配慮の内容

濱村進君（公明）

- (1) 3月9日衆議院本会議におけるサイバーセキュリティに関する平井国務大臣の答弁中のデザイン思考の意味
- (2) COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）
 - ア COCOAは保健所の職員による聞き取り調査の漏れを補完するためのアプリケーションソフトであることの確認
 - イ 厚生労働省が考えるアプリケーションソフトとしての信頼性のレベル
 - ウ 内閣官房が考えるアプリケーションソフトとしての信頼性のレベル
 - エ オープンソースで開発されたソフトウェアの政府調達の実績
 - オ オープンソースで開発されたソフトウェアの保守契約の難しさに関する政府の認識
 - カ S L A（サービス・レベル・アグリーメント）の締結の有無
 - キ 今般の不具合発生期間中のベンダーの瑕疵担保責任
- (3) 政府のIT調達
 - ア 契約における瑕疵担保責任や契約不適合責任の内容
 - イ アジャイル開発におけるベンダーの瑕疵担保責任の範囲
 - ウ ベンダーの責任の範囲についてIPA（独立行政法人情報処理推進機構）のモデル契約書を改訂する必要性

本多平直君（立民）

- (1) デジタル改革関連法案の参考資料の誤り
 - ア デジタル改革関連法案の閣議決定日
 - イ 閣議決定時に、誤りのあるデジタル改革関連法案の参考資料は配付されていたのかの確認
 - ウ 誤りのあるデジタル改革関連法案の参考資料をいつ誰に渡したかについて理事会に提出する必要性
 - エ 政府説明資料の「与党国対幹部等」及び「与野党の国対・政調事務局等」の意味
- (2) デジタル改革関連法案の内容
 - ア デジタル改革関連法案により改正される法律の数
 - イ デジタル改革関連法案で多くの法案を束ねるのではなく分割して議論する必要性
 - ウ 平井国務大臣がジョージ・オーウェルの「1984年」を読んだことがあるかの確認
 - エ 平井国務大臣の米国のスノーデン元CIA職員の事件に対する認識の有無
 - オ 米国において監視社会が起こっている可能性
 - カ 自由主義国家においても監視社会が起こっているという認識の下で法案を提出しているかの確認
 - キ 平井国務大臣が米国の「Xキースコア」を認識しているかの確認
 - ク 防衛省が情報収集のためにインターネット上のメールを傍受しているかの確認
 - ケ 防衛省によるインターネット上のメールの傍受の有無
 - コ インターネット上のメールの傍受等について、防衛上必要なら要件を絞る等の措置を講じる必要

性

サ 基本法案によりデジタル社会を形成しなければならない理由

シ 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」により高度情報通信ネットワーク社会を作れたかの確認

後藤祐一君（立民）

(1) 基本法案関係

ア 本法律案名に「デジタル社会」という言葉を使用した理由

イ 「デジタル社会」にアナログによる情報通信技術の活用が含まれるかの確認

ウ 第8条においてデジタルデバイドの要因として挙げられている「身体的な条件」について、障害全般が明示される表現とする必要性

エ 第23条においてデジタルデバイドに対する措置を講ずる対象を明確化するため、「全ての国民」の具体例を例示する必要性

オ 法令の逐条解説や予算及び税に関する具体的な要件等について、全てホームページ上に公開する必要性

カ 第29条における情報システムの共同化又は集約の推進が地方公共団体の義務であるかの確認

キ 地方公共団体独自の上乗せサービス等のためのシステムが、情報システムの標準化や共同化等により使用できなくなることへの対応

ク キの対応としてシステム改修する場合に国が費用を負担する必要性

ケ 情報システムの標準化や共同化等により、地方公共団体独自の上乗せサービスをはじめとする自治事務が行えなくなることはないことの確認

コ 第3条における情報通信技術を用いた情報の活用やデジタル社会におけるあらゆる活動に参画することが、全ての国民の義務であるかの確認

サ 第16条の事業者の責務が、デジタル的な手段を用いない事業者にも適用されるかの確認

シ 第11条の情報通信技術の進展への対応義務に係る規定の主語及び当該義務が国民の義務ではないことの確認

ス 第20条の「情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会の確保及び必要な能力の取得」が国民に不可欠であるかの確認

セ 第10条において、個人及び法人の権利利益が害されることのないように「される」と受け身の表現とした理由

(2) デジタル庁設置法案関係

ア 本法律案によるデジタル大臣の勧告権及び内閣総理大臣への意見具申と内閣府設置法第12条に基づく勧告権及び意見具申との法的な違い

イ 内閣府設置法を改正して内閣府特命担当大臣にもデジタル大臣と同じ権限を持たせる必要性

ウ デジタル庁の機構、定員におけるスクラップ・アンド・ビルドの状況

エ デジタル庁設置により官僚を充てる役職数を増やすことは焼け太りであるとの考えに対する平井国務大臣の見解

(3) デジタル社会形成基本法第1条又は第10条及び個人情報保護に関する法律第1条に個人情報の保護そのものを明示する必要性

(4) 自己情報コントロール権が人格権の一つであるプライバシーの権利として憲法第13条によって保障されているかの確認

中谷一馬君（立民）

(1) 政治及び行政におけるデジタル改革及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進をクリ

- ーン、フェア、オープンに進捗させることについての平井国務大臣の見解
- (2) デジタル改革関連法案の参考資料における誤記
- ア デジタル改革関連法案の参考資料に45か所の誤記が発生した事態について、東ね法案として提出したことによる問題や弊害の有無及びその根拠
 - イ 再発防止チームが行う検証の内容
 - ウ 透明性の確保及びフェアな審議機会の確保のため、東ねた法案を切り分け適切なスケジュールでの法案作成を行う必要性
- (3) クリーン・フェアなデジタル改革
- ア クリーンな観点
 - a 行政文書は、作成及び取得から移管までの処理フローや要件定義を100%デジタルで再設定し、全ての行政文書を電子データとして長期間保存する運用に改善する必要性
 - b マイナポータルにおいて、個人情報へのアクセスログを個人が把握できる体制の整備及び具体的な社会実装を行うためのシステムを構築する必要性
 - イ フェアな観点
 - a 経済的な状況によるデジタル格差の是正に関し、法律成立後の国及び地方自治体に対する指示の内容
 - b 法律の成立に伴う社会の改善及び生活向上の実感の具体的内容
- (4) オンライン議会を開催するための環境整備
- ア 地方自治体がそれぞれの事情に応じたオンライン本会議の開催を決定できるよう環境整備する必要性
 - イ 地方自治法におけるオンライン会議への出席という概念の想定の有無
 - ウ 地方議会のオンライン開催を進捗させるため、デジタル社会形成の推進を担う平井国務大臣のリーダーシップにより総務省と改善に向けた議論を進める必要性
- (5) コロナ禍における参政権の保障と具体的な投票方法
- ア インターネット投票の実装に向けた取組を進めることについての平井国務大臣の見解
 - イ 日本IT団体連盟が提唱するオンライン投票や総務省が実証実験を実施しているインターネット投票の転用を有効活用する可能性
 - ウ 地方公共団体情報システムの標準化における基本方針の策定に当たり、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」（以下「標準化法案」という。）で規定されている「その他の関係者」に、議長会、関係労働団体の代表者を含めて意見を聴取する必要性
 - エ デジタル社会の形成に関する重点計画の策定に当たり、基本法案の規定に「その他の関係者」の項目を定め、幅広く意見を聴取する必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) デジタル改革関連法案の参考資料の誤り
- ア 正誤表の作成日時
 - イ 正誤表がない中で誤りについて報告ができた理由
 - ウ ホームページ上で参考資料の差替えを行った日時
 - エ 国会、野党及び国民への報告が遅れた理由
 - オ 事前に参考資料を取り寄せていた者への配慮の有無
 - カ 野党への説明を1週間以上放置していた理由
 - キ デジタル改革関連法案を早期に提出しようとした対応が誤りを生んだ事を反省する必要性
- (2) 地方公共団体情報システム
- ア システムの「標準化」における「標準化」の内容
 - イ 標準化法案に規定されている「統一」の内容

- ウ 基本法案において「統一」という文言を使わなかった理由
- エ 標準化法案における「統一」と基本法案における「共同化」及び「集約」との違い
- オ 基本法案第29条に国及び地方公共団体のシステムを一体化していく意図があるかの確認
- カ 地方公共団体にとって共同化及び集約が義務規定であるかの確認
- キ 条例の上乗せ、横出しについて規定していないことにより地方自治の侵害に当たる可能性
- ク 地方公共団体の自治事務に国が介入する可能性
- ケ 標準準拠システムを示すことができる段階にあるかの確認
- コ 地方公共団体独自の施策についても共同化された情報システムで実施できるかの確認
- サ ガバメントクラウドにより地方公共団体独自の行政サービスが阻害される可能性
- シ 地方公共団体のクラウドをカスタマイズさせない仕組みにより地方公共団体独自の行政サービスが阻害される事例が発生する可能性
- ス 地方公共団体における住民要求に応える新たな制度導入がシステムとコストを理由に制限される可能性
- セ ガバメントクラウドのノンカスタマイズを推進する方針が地方自治を侵害する可能性

足立康史君（維新）

- (1) 出入国管理及び難民認定法におけるマイナンバー利用の在り方に関する検討
 - ア 法務省における検討状況
 - イ マイナンバーカードを在留カードの代わりとし、常時携帯義務化とする必要性
- (2) 預貯金口座へのマイナンバーのひも付け義務化へ反対する意見の内容
- (3) 平井国務大臣が考えるデジタル改革のビジョン
- (4) マイナンバーを利用した「バーチャル歳入庁」構想
 - ア 財務省における検討状況
 - イ 厚生労働省における検討状況
 - ウ 同構想の実現を目指し、財務省と厚生労働省で連携を深める方向性の確認
 - エ 国税庁における整理番号を廃止するとともに、社会保険との一体化により徴収の効率化に向けた調整を行う必要性
 - オ 整理番号の廃止は、同構想とは無関係であることの確認
- (5) デジタル化の推進やマイナンバー制度の活用は政策判断であり、制度上は課題がないことの確認

高井崇志君（国民）

- (1) 国民民主党が憲法改正に向けた論点整理において掲げている、デジタル時代のデータ基本権の保障に関する事項を基本法案に盛り込む必要性
- (2) 預貯金口座への個人番号の付番
 - ア 政府自体や個人番号のセキュリティに対する国民の信頼回復に向けた取組
 - イ 預貯金者の意思にかかわらず、金融機関が金融に関する取引を行おうとする場合には、預貯金者から個人番号の提供を受けなければならないこととする必要性
- (3) デジタル庁に採用する民間人材について、民間企業との兼業を可能とすることにより、かえってデジタル庁に情報が集まらなくなる可能性
- (4) 押印・書面原則の改善が進んだ一方、対面原則の改善が進んでいないことに対する平井国務大臣の認識
- (5) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への国の関与の強化及び組織の肥大化により、天下りの温床となることを防ぐ方策